2021年9月27日

**コロナ禍における練習会・大会開催ガイドライン**

各会代表者各位

一般社団法人全日本かるた協会

会　長　　松　川　英　夫

練習会・大会開催ガイドラインの改正

　平素より本協会の事業に対し格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

　新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえ2020年6月に「練習会再開ガイドライン」、同年7月に「公認大会再開ガイドライン」を作成し実施いただいておりますが、その後の**社会環境の変化**、本年７月に実施した**「飛沫評価実験」**、**医療関係者の助言**等新たに得られた知見を踏まえ上記ガイドラインを改正します。

なお、両ガイドラインに重複する部分があること、また公認大会以外の主催大会、後援大会にも共通して適用するため、新たに**「コロナ禍における練習会・大会開催ガイドライン」**として発行いたします。

記

注1)以下の＿部分は改正箇所を示す。

2)「大会」とは特に断りない場合は主催大会、公認大会、後援大会全てを含む。

**１．感染防止にあたっての基本的対策（練習会、大会共通）**

**(1)入場時の確認**

①検温、体調についての自覚症状をヒヤリングし、発熱や体調不良の自覚症状がある者を入場させないことを徹底する。

　　　②台帳を作成し参加者の氏名および連絡先を把握する。

**(2) 手指消毒**

　　①練習会、大会とも主催者は会場にアルコール消毒液を設置する。

　　②会場へ入場の都度、実施させる。

　　③１試合終了の都度、実施させる。

**(3) 畳を介した接触感染防止**

　　　畳、札に付着したウイルスから感染を防止するため競技中に極力手で目・鼻・口に触らないよう適宜、選手に注意を促す。

**(4) マスク着用**

①会場内にいる者は全員がマスク着用を必須とし、選手・読手のマスクは不織布マスクに限定させる。また読手は読みやすさを考慮して不織布マスクの中でも「立体型」を推奨する。なお、アレルギーなど健康上の理由により不織布マスクを着用できない者には主催者は適宜代替措置を講じる。また、熱中症対策には十分留意し適度な水分補給を促す。

②読手と選手との距離を２ｍ以上確保する。

　　　　また、マイク使用を奨励する。マイク使用時は毎試合毎に消毒を実施する。

③マスクをしていても大声での会話を行わないこと、咳やくしゃみは人に向かってしないことを徹底させる。

**(5) 換気**

　　　①原則として窓またはドアを常時開放し十分換気されるようにする。

　　　②①が不可能な場合は少なくとも30分に１回は数分程度の換気をする。

**(6) 競技スペース**

　　　選手同士の頻繁な接触を避けるため４畳に１組を基準に配置する。

　　　 例)３畳に１組を基本に、各組の背面に１畳の空白スペースを確保する。

**(7)札の使い回し禁止**

　　１日の間で札の使いまわしはせず、１試合毎に札は取り替える。再使用する場合は使用した札を消毒するものとする。

**２．社会環境をふまえた開催判断基準（練習会、大会共通）**

**(1) 公認大会**

①開催日の２週間前に開催地を含め支部内の何れかに政府の緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」と表記）が発出された場合は開催を中止または延期とする。緊急事態宣言が開催日の２週間前に発出されていなくても大会当日までに発出された場合は同じ。

　なお、上記のとおり緊急事態宣言の発出有無を第一の判断基準とするが、政府・地方自治体からの発表、NHK特設サイト等で各都道府県毎の病床使用率、直近１週間の人口10万人あたりの新規感染者数等感染状況を示す指標データを確認し総合的に判断すること。以下の各項とも同じ。

②D級・E級など参加者を開催地の（都道府）県内だけとする場合は開催地に緊急事態宣言が発出されていても人数規模・地域性等と感染状況を総合的に勘案の上、地元行政及び使用施設管理者の許可を条件に開催を可能とする。ただし社会環境を考慮して慎重に判断すること。

**(2)主催大会及び全国から参加者を募る大会**

①開催日の２週間前に首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）または近畿圏（大阪、兵庫、京都）の何れかに緊急事態宣言が発出された場合、以下の主催大会は開催を中止または延期とする。緊急事態宣言が開催日の２週間前に発出されていなくても大会当日までに発出された場合は同じ。

　　　 　a)全日本選手権大会

　 　 b)全国選抜大会

　　　　 c)全国女流選手権大会

②開催地及び首都圏・近畿圏などで緊急事態宣言が発出されていても以下の主催大会は感染対策を強化（例.選手・大会役員全員がPCR検査を受検し陰性であること、ワクチン接種証明提示など＝具体的対策は別途全日協が決定）しかつ無観客を条件に開催することがある。

a)名人位・クイーン位決定戦（東西予選、挑戦者決定戦、決定戦）

b)ちはやふる小倉山杯

　　③①②以外の主催大会および全国から参加者を募る大会は(1)①の定めに準じて中止・延期または参加可能地域の限定、参加人数の制限等を検討する。

**(3)後援大会・練習会**

開催地に緊急事態宣言が発出されていても人数規模・地域性等と感染状況を総合的に勘案の上、地元行政及び使用施設管理者の許可を条件に開催を可能とする。ただし社会環境を考慮して慎重に判断すること。

ただし、県をまたいだ参加者を募る場合は(1)①に準じて中止または延期とする。

**３．公認大会の開催形式**

**(1)参加者の限定**

①参加者は主催会の属する支部及び開催地に隣接する県内の在住・在勤・在学者に限定する。

ただし、主催者判断により隣接する県の範囲を限定または対象外とすることができるものとする。

　　 ②Ｄ級・Ｅ級については主催者の判断で参加者を開催地（都道府）県内の在住・在勤・在学者に限定することができるものとする。ただし、４回戦以上となる参加人数があることを条件とする。

**(2)開催級**

　　Ａ～Ｅ級全クラス開催を必須とせず、級限定の開催方式であっても公認大会として認める。

**(3)１日の試合回数**

感染のリスクを少しでも減らすため１日最大５試合まで（A級は最大６試合まで）　とし、A級は64名、B級以下は各級、各パート32名以内とする。Ａ級は分割不可とするが、B級以下は32名を超える場合はB1、B2、･･･と分割する。E級は現行の競技会規程に則り16名を超える場合に分割することを可能とする。

注1)B級、C級の分割数は競技会規程の規定と異なるが本ガイドライン有効期間中は本規定が優先される。

2)各級とも本ガイドラインの規定による成績により昇級・昇段ができる。

**(4)公認大会実施計画書・実施報告書の提出**

主催会は大会案内を発送する前に所定の「公認大会実施計画書」を、大会開催後は「公認大会実施報告書」を全日協本部事務所を通して競技かるた部に提出するものとする。ただし、初段認定大会については提出先を総務部とする。

**４．大会開催時の留意事項**

**(1)受付方法**

　　①参加費の徴収は前納または後納など極力現金の授受を回避する方法を検討する。

　　②受付はアクリル板などを設置し飛沫の飛散を回避する方法を検討する。

　　③受付時は1ｍの間隔を開けて並ぶ、受付時間を分散させるなど密集しないための対策を取るようにする。また並んでいる間の会話を控えるよう徹底させる。

**(2)更衣室、控室**

①十分なスペース確保、使用時間の分散、十分な換気など３密の回避を徹底する。

　　②更衣中などでマスク着用していない場合の会話は禁止とする。

③会場での飲食については、使用会場のルールを遵守した上で対面を避ける、会話を禁止するなど感染防止に十分注意をする。

**(3)観覧**

観覧についても観客同士は1ｍ以上距離を保てるよう主催責任者が厳しく指示する。間隔を開けることが困難な場合は入場制限をする。

**(4)開会式、閉会式**

　　①開会式、閉会式は実施しなくてもよいものとし、実施する場合は参加者が密集しないよう各会代表者のみに限定したり、放送や掲示を活用するなど工夫をする。

　　②表彰を実施する場合は、参加者が密集しないよう級ごとに行う、参加者を限定するなどの工夫をする。

**(5)組み合わせ発表、記録**

①組合せ発表は大画面表示やマイクによる案内等、対戦ボードの周囲に選手が殺到しない工夫をする。

　　②結果報告場所はアクリル板などの仕切りを設け、選手は1ｍ以上の間隔を開けて並ぶものする。

(6)敗退者への帰宅誘導

大会で敗退した選手については極力会場に残らず帰宅させる。

**５．その他 (練習会、大会共通)**

(1)緊急事態宣言、まん延防止等重点措置もしくは各自治体が定める飲食店の時短措置発令中は練習会・大会後は自宅に直帰するよう参加者に対して要請する。

(2)未成年者（18歳未満）は必ず保護者または学校の許可を得た上で参加させる。

　(3)練習会または大会後に新型コロナウイルスに感染が判明した場合は、本人（保護者）または所属会・学校の責任者は速やかに主催者に報告する。主催者は個人名を伏せた上で当該感染者の対戦者に感染の事実を伝える。あわせて主催者は遅滞なく全日本かるた協会（総務部）へ感染の事実（感染が発生した起因の大会・練習会の月日、感染者人数）を報告するものとする。

　 なお主催者はあらかじめ大会案内に参加者・主催者に上記の報告義務があること及び感染の事実を知った者は個人情報保護に十分配慮した行動をとる責務があることを明記する、練習会参加者には口頭で伝えるなどして参加者への周知に務める。

**６．本ガイドラインの適時・適切な改正**

　　本ガイドラインは、今後の治療方法の改善、感染状況の変化、その他社会環境の変化等に応じて、医療関係者の助言をふまえ適時・適切に改正を行うものとする。

附則　本ガイドラインは　2021年10月1日から施行する。

以上